

東京都卸売市場審議会運営要領

昭和47年2月18日

改正 平成22年6月24日22中管市第99号

(趣旨)

第1 この要領は、東京都卸売市場審議会条例(昭和46年東京都条例第155号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、東京都卸売市場審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2 会長が審議会を招集するときは、会議の日から10日前までに議題を添えて会議の日時及び場所を委員及び臨時委員(以下「委員」という。)に通知する。ただし、事情やむを得ない場合は、この限りでない。

(欠席及び代理出席)

第3 委員は、前条の規定による招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、予めその旨を会長に申し出なければならない。

2 委員の代理出席は、認めない。

(議事)

第4 会長は、審議会の会議の議長となる。

2 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

3 会長は、議事の進行を計り、会務を総理する。

(意見の聴取)

第5 審議会は、条例第2条に規定する事項について都職員若しくはその他の者の説明又は意見を聞くことができる。

(調査)

第6 審議会は、条例第2条に規定する事項を審議するため、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員に対し、参考資料の提出を求め、又は調査を依頼することができる。

(会議の公開)

第7 審議会の会議は、公開で行う。ただし、審議会の決定により非公開とすることができる。

2 一般の傍聴者及び報道機関並びにその他関係者の傍聴は、その都度許可する。

3 一般の傍聴者の定員は、会議の都度、事前に定めるものとする。

4 会長は、会議の運営に支障があると認めるときは、傍聴者の退場を命じることができる。

(議事録等)

第8 会長は、審議会の会議の都度、書記をして次の事項を記載した議事録を作成させる。

- 一 会議の目的及び場所
- 二 出席した委員の職氏名
- 三 説明のため出席した者の職氏名
- 四 議事の件名及び審議の概要並びに決定事項
- 五 会議の記録
- 六 その他重要事項

2 審議会の答申及び議事録並びに審議会に提出された資料は、公表する。ただし、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第7条の規定に該当する情報については、この限りでない。

(雑則)

第9 条例及びこの要領に規定するものを除き、審議会の運営、その他必要な事項は、審議会の意見を聞いて、会長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成22年6月25日から施行する。

東京都卸売市場審議会運営要領・新旧対照表

現 行 (昭和47年2月18日)	改 正 後
<p>第1 会長が会議を召集するときは、会議の日から10日前までに議題を添えて会議の日時及び場所を委員及び臨時委員（以下「委員」という。）に通知する。ただし、事情やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>第2 会長は、会議の議長となる。</p> <p>2 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。</p> <p>3 会長は、議事の進行を計り、会務を総理する。</p>	<p><u>(趣旨)</u> <u>第1 この要領は、東京都卸売市場審議会条例（昭和46年東京都条例第155号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、東京都卸売市場審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(召集の通知)</u> <u>第2 会長が審議会を召集するときは、会議の日から10日前までに議題を添えて会議の日時及び場所を委員及び臨時委員（以下「委員」という。）に通知する。ただし、事情やむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(欠席及び代理出席)</u> <u>第3 委員は、前条の規定による召集の通知を受けた場合において、出席できないときは、予めその旨を申し出なければならぬ。</u> <u>2 委員の代理出席は、認めない。</u></p> <p><u>(議事)</u> <u>第4 会長は、審議会の会議の議長となる。</u> <u>2 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。</u> <u>3 会長は、議事の進行を計り、会務を総理する。</u></p>
<p>第3 審議会は、東京都卸売市場審議会条例（以下「条例」という。）第2条に規定する事項について都職員若しくはその他の者の説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>第4 審議会は、条例第2条に規定する事項を審議するため、必要があると認め</p>	<p><u>(意見の聴取)</u> <u>第5 審議会は、条例第2条に規定する事項について都職員若しくはその他の者の説明又は意見を聞くことができる。</u></p> <p><u>(調査)</u> <u>第6 審議会は、条例第2条に規定する事項を審議するため、必要があると認め</u></p>

るときは、関係行政機関の職員に対し、参考資料の提出を求め、又は調査を依頼することができる。

- 第5 会長は、会議のつど、書記をして次の事項を記載した議事録を作成させる。
- 一 会議の目的及び場所
 - 二 出席した委員の職氏名
 - 三 説明のため出席した者の職氏名
 - 四 議事の件名及び審議の概要並びに決定事項
 - 五 会議の記録
 - 六 その他重要事項

第6 条例及びこの要領に規定するものを除き、審議会の運営、その他必要な事項は、審議会の意見を聞いて、会長がこれを定める

るときは、関係行政機関の職員に対し、参考資料の提出を求め、又は調査を依頼することができる。

(会議の公開)

第7 審議会の会議は、公開で行う。ただし、審議会の決定により非公開とすることができ。

2 一般の傍聴者及び報道機関並びにその他関係者の傍聴は、その都度許可する。

3 一般の傍聴者の定員は、会議の都度、事前に定めるものとする。

4 会長は、会議の運営に支障があると認めるときは、傍聴者の退場を命じることができ。

(議事録等)

第8 会長は、審議会の会議の都度、書記をして次の事項を記載した議事録を作成させる。

- 一 会議の目的及び場所
- 二 出席した委員の職氏名
- 三 説明のため出席した者の職氏名
- 四 議事の件名及び審議の概要並びに決定事項
- 五 会議の記録
- 六 その他重要事項

2 審議会の答申及び議事録並びに審議会に提出された資料は、公表する。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条の規定に該当する情報については、この限りでない。

(雑則)

第9 条例及びこの要領に規定するものを除き、審議会の運営、その他必要な事項は、審議会の意見を聞いて、会長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成22年6月25日から施行する。